

神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直しの基本的な考え方に関する資料

1 事業活動温暖化対策計画書制度

(1) 根拠規定

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（以下「条例」という。）第 10 条～第 17 条

(2) 制度概要

- 一定規模以上の事業者（特定大規模事業者）に対して、温室効果ガスの自主的な削減目標や対策を記載した計画書等の提出を義務付け、その概要を県が公表することで、事業者の自主的な取組を促進する制度（2010（平成 22）年度から施行、以下「計画書制度」という。）
- 特定大規模事業者以外の事業者（中小規模事業者等）も任意に計画書等を提出可

＜計画書制度対象事業者の内訳＞

大分類	中分類	要件	事業者数※
特定大規模事業者	第 1 号該当事業者	県内の工場等における前年度の原油換算エネルギー使用量が合計で 1,500kL/年以上の事業者（第 2 号該当事業者に該当する者を除く。）	455 者 (83.6%)
	第 2 号該当事業者	県内の工場等における前年度の原油換算エネルギー使用量が合計で 1,500kL 以上の事業者（フランチャイズチェーン等の連鎖化事業者）	16 者 (2.9%)
	第 3 号該当事業者	前年度の 3 月 31 日時点で県内に使用の本拠の位置を有する自動車を 100 台以上使用する事業者	73 者 (13.4%)
	合計	重複含む	544 者
		重複除く	513 者
中小規模事業者等		特定大規模事業者以外の事業者	1 者

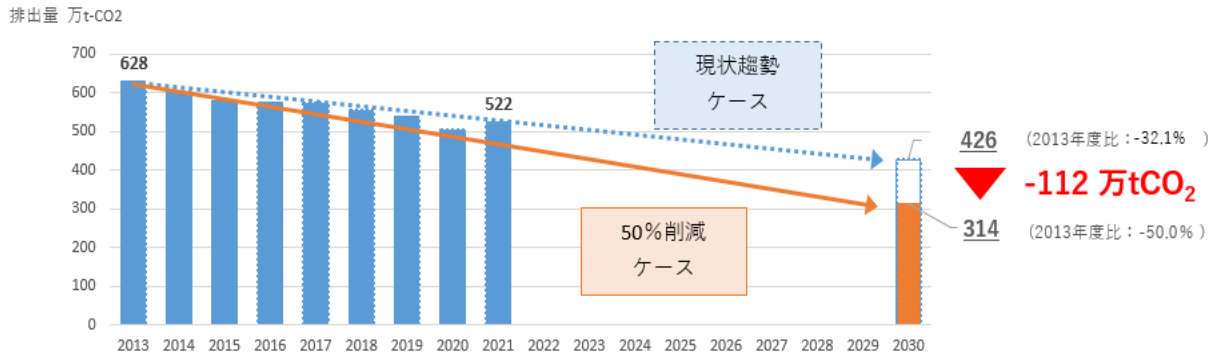
※2022 年度末時点。カッコ内の数値は、事業者区分の重複を含む全事業者数（544 者）に対する割合

- 計画期間は、3～5 年の範囲内で事業者が任意に設定
- 計画期間の初年度に目標値、削減対策等を設定。2 年度目以降、毎年実績報告（排出状況報告書）を行うほか、計画期間終了の翌年度に、結果報告・次期計画を策定
- 全国で約 40 自治体が同様の制度を運用。また、県内では、横浜市及び川崎市が同等の制度を運用しており、県の制度は原則、両市を除く県所管域が対象（両市内のみで事業活動を行う事業者は県への計画書等の提出は不要）。

(3) 計画書制度対象事業者の温室効果ガス排出状況

- 横浜市及び川崎市を除く県所管域における県計画書制度対象事業者の 2021（令和元）年度の温室効果ガス排出量は、産業部門全体の約 7 割、業務部門全体の約 4 割を占めている。

- また、2013（平成 25）年度比で約 17%（106 万 t-CO₂）削減したが、現状趨勢では 2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で 50%削減には届かない見込み。



(4) 事業者に対する指導・助言

- 条例第 17 条第 1 項に基づき、計画書制度の対象事業者が設置する県内工場等に対して現地調査を実施（約 30～60 件／年）
- 事業者が設定した削減目標の達成や、次期計画の策定に向けた指導及び助言を行っている。

(5) 条例の見直しに係る考え方

ア 評価制度の導入

- 現行制度では、事業者が脱炭素化の取組を進める上で参考とすべき「望ましい取組の水準」が設定されておらず、各事業者の取組と県の削減目標が連動していない。また、各事業者が自身の取組が十分か否かを把握することも難しい。
- そのため、今年度中の全面改定を予定している神奈川県地球温暖化対策計画における削減目標等と整合した「望ましい取組の水準」を設定するとともに、当該水準に基づき、県が事業者の脱炭素化の取組を評価する「評価制度」を導入することで、実効性強化を図る。

イ 様式の統廃合、記載内容の簡素化等

- 現行条例では、計画の初年度に「事業活動温暖化対策計画書」、2年度目以降に「排出状況報告書」、計画期間終了の翌年度に「結果報告書」の提出を求めている（条例第 11 条、第 14 条及び第 15 条）。記述式の記載項目が多いほか、国や他自治体の類似制度があり、事業者の過重な負担となっている。
- 評価制度の導入による事業者への更なる負担増加を避けるため、様式の統廃合、記載内容の簡素化等により事務負担の軽減を図る。

ウ その他（工場等への立入権限の明示）

- 現行条例では、条例第 17 条第 1 項に基づき、事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者の設置する県内工場等への現地調査を実施し、事業者の削減目標達成に向けた指導及び助言を行っているが、工場等への県職員の立入権限については、条文上明確に定められていない。

- そこで、工場等への県職員の立入権限を明示する規定を新たに設けることにより、立入調査を確実に実施し、事業者の自主的な取組の更なる促進を図る。

2 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会

(1) 根拠規定

「附属機関の設置に関する条例」

(2) 概要

- 設置目的: 条例に基づき、事業者から提出される「事業活動温暖化対策計画書」及び「特定開発事業温暖化対策計画書」の内容の改善の求めについて、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。
- 委員人数: 10人以下(現委員は4名)
- 委員任期: 2年間(現委員は2022(令和4)年4月1日から2024(令和6)年3月31日まで)
- 委員要件: 地球温暖化対策に関する事項について学識経験を有する者等
- 開催頻度: 原則不定期(諮問の度に招集)
⇒これまで諮問実績なし

<現委員> (敬称略)

氏名	役職
秋山 俊一	一般財団法人省エネルギーセンター理事
佐々木 信也	東京理科大学工学部機械工学科教授
西田 裕子	公益財団法人自然エネルギー財団シニアマネージャー (気候変動)
村田 裕子	公益社団法人日本技術士会神奈川県支部M I X小委員会 副委員長

(3) 条例の見直しに係る考え方

- 今後、事業者の自主的な取組の更なる促進等を図っていくためにも、事業活動温暖化対策計画書制度等の進捗管理や実効性強化に向けた制度見直し検討等を随時審議することができるよう、審査会の所掌事項の見直しにより機能強化を図る。
- なお、これに伴い、「附属機関の設置に関する条例」及び「神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則」についても所要の改正を行う。

<参考> 関連規程

■ 附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年神奈川県条例第 5 号）（抄）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年 4 月法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、この条例の定めるところによる。

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

別表（第 2 条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	（略）	（略）	（略）
	神奈川県地球温暖化対策計画書審査会	神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）第 17 条第 2 項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は同条例第 39 条第 2 項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求めにつき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	10 人以内

■ 神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）（抄）

（指導、助言及び改善の求め）

第 17 条（略）

2 知事は、第 11 条第 1 項の規定により提出された事業活動温暖化対策計画書の内容が、事業活動温暖化対策指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該提出に係る計画書提出特定大規模事業者に対し、規則で定めるところにより、その提出した事業活動温暖化対策計画書の内容の改善を求めることができる。

（中略）

（指導、助言及び改善の求め）

第 39 条（略）

2 知事は、第 34 条第 1 項の規定により提出された特定開発事業温暖化対策計画書の内容が、特定開発事業温暖化対策指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該計画書提出特定開発事業者に対し、規則で定めるところにより、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善を求めることができる。

（中略）

（神奈川県地球温暖化対策計画書審査会）

第 58 条 知事は、第 17 条第 2 項又は第 39 条第 2 項の規定により改善を求めようとするときは、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の意見を聴かなければならない。

※「指針に照らして著しく不十分な場合」とは

●事業活動温暖化対策計画書制度

次のいずれかに該当する場合

- (1) 原油換算エネルギー使用量の算定、対象自動車の使用台数及び排出量の算定が、適切に把握及び算定されていないと認める場合
- (2) 特定大規模事業者が基本的な削減対策として取り組むものとしている「運用対策」が、合理的な理由がないにもかかわらず実施されないと認める場合

●特定開発事業温暖化対策計画書制度

「基本的な取組の水準」（法令等により取組が義務付けられている又は一定の水準の確保が推奨されている取組）に掲げる措置が、合理的な理由がないにもかかわらず実施されないと認める場合

■ 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則（平成 21 年神奈川県規則第 74 号） （抄）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年神奈川県条例第 5 号）により設置された神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会（以下「審査会」という。）は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）第 17 条第 2 項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は同条例第 39 条第 2 項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求めにつき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。

（委員）

第 3 条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、地球温暖化対策に関する事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 4 条 審査会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第 5 条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員でない者の出席）

第 6 条 審査会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、地球温暖化対策に係る事業を実施する者その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 審査会の庶務は、環境農政局環境部環境計画課において処理する。

（委任）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営その他審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

3 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業者の登録制度

(1) 根拠規定

条例第 49 条～第 52 条

(2) 事業概要

- 他の者の温室効果ガス排出の量の削減に貢献する事業について、事業者からの申請に基づき県が登録簿に登録し公表することで、事業者や県民の皆様が自らの温室効果ガス排出量の削減に取り組む際の参考としていただくことを目的とする制度（2010（平成 22）年 4 月から施行、以下「登録制度」という。）
- 登録の区分は次の 6 項目
 - ・ 第 1 号該当事業（いわゆる「省エネルギー診断事業」）
 - ・ 第 2 号該当事業（いわゆる「ESCO 事業」）
 - ・ 第 3 号該当事業（いわゆる「グリーン電力証書発行事業」）
 - ・ 第 4 号該当事業（いわゆる「カーボン・オフセット・プロバイダー事業」）
 - ・ 第 5 号該当事業（いわゆる「エコドライブ講習会事業」）
 - ・ 第 6 号該当事業（いわゆる「地球温暖化対策教育・学習事業」）
- 横浜市及び川崎市の温暖化対策に関する条例にはない県独自の規定
- 現時点での登録事業者は 5 者のみ

(3) 条例の見直しに係る考え方

- 条例制定当時は、脱炭素関連の民間事業が少なかったことから意義のある制度であったが、多くの関連事業が生まれている現在においては、条例に位置付ける必要性が薄れていることから、この登録制度の廃止を含めた見直しについて、検討を行う。

<登録区分等>

区分	概要	登録基準	登録者
第1号該当事業	いわゆる「省エネルギー診断事業」 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）20-1(1)に掲げる判断の基準に適合する省エネルギー診断を行う事業であって、当該省エネルギー診断を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの	規則第27条第1号に規定する省エネルギー診断を行う事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者が行う事業であることとする。 (1) 事業者の直近の3年間における当該事業の実績が、延べ6件以上あり、かつ、県内で延べ1件以上あること。 (2) 事業者別に別表第1に掲げる技術資格を有する者が、2人以上在籍していること。 【別表第1に掲げる技術資格】 一級建築士、技術士(建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境)、エネルギー管理士(熱、電気)、建築設備士	3者
第2号該当事業	いわゆる「ESCO事業」 事業者が、省エネルギーを目的として、建築物の使用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該建築物の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下この号において「設計等」という。）に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業であって、当該設計等を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの	規則第27条第2号に規定する省エネルギーを目的として設計等に要する費用の額以上の額の削減を保証して当該設計等を包括的に行う事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者が行う事業であることとする。 (1) 事業者の直近の3年間における当該事業の実績が、現在契約期間中のものを含め、延べ3件以上あり、かつ、県内で延べ1件以上あること。 (2) 事業者別に別表第2に掲げる各区分の技術資格を有する者が、それぞれ1人以上在籍していること。 【別表第2に掲げる各区分の技術資格】 【区分A】 一級建築士、技術士(建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境)、エネルギー管理士(熱、電気)、建築設備士 【区分B】 一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士	—
第3号該当事業	いわゆる「グリーン電力証書発行事業」 第1条第1項第1号から第5号までに掲げるものを変換して得られる電気の有する地球温暖化の防止に貢献する価値を証する書面（以下この号において「証書」という。）を作成し、及び発行する事業であって、当該証書の作成及び発行を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの	規則第27条第3号に規定する電気の有する地球温暖化の防止に貢献する価値を証する書面を作成し、及び発行する事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者が行う事業であることとする。 (1) 事業者が、一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター（以下「グリーンエネルギー認証センター」という。）による発電設備認定及び発電電力量認証を受けて、グリーン電力証書を発行していること。 (2) 事業者が、グリーンエネルギー認証センターの定める「グリーン電力証書ガイドライン」への適合説明を提出していること。	—

第4号該当事業	<p>いわゆる「カーボン・オフセット・プロバイダー事業」</p> <p>事業者及び県民が自らの削減が困難な温室効果ガスの排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量又は吸収量（以下この号において「クレジット」という。）を購入すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることに對し、クレジットの提供、支援等を行う事業であつて、当該提供、支援等を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>規則第27条第4号に規定する温室効果ガスの排出量の全部又は一部を埋め合わせることに對しクレジットの提供及び支援等を行う事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる要件を満たす事業者が行う事業であることとする。</p> <p>(1) 事業者が、環境省が定める「カーボン・オフセット制度実施規則」に基づく「オフセット・プロバイダー・プログラム」に参加していること。</p>	2者
第5号該当事業	<p>いわゆる「エコドライブ講習会事業」</p> <p>条例第44条第1項に規定するエコドライブの実施の普及及び推進のため、当該エコドライブの実施に必要な知識及び技能を習得するために行う講習会を実施する事業であつて、当該講習会を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>規則第27条第5号に規定するエコドライブの実施に必要な知識及び技能を習得するために行う講習会を実施する事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる(1)、(2)、(3)及び(4)の要件をすべて満たす事業であり、かつ、(5)の要件を満たす事業者が行う事業であることとする。</p> <p>(1) 座学講習及び実技講習を行うものであること。</p> <p>(2) 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の定める「乗用車の「エコドライブ講習」認定基準」若しくは一般社団法人日本自動車連盟の定める「エコトレーニングカリキュラム」に適合するもの又は準じるものであること。</p> <p>(3) 受講者の安全の確保を図るための処置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 次項に規定する修了者の実施又は指導の下で行われるものであること。</p> <p>(5) 事業者が別表第3に掲げる教習会又は講習会の修了者が1人以上在籍していること。</p> <p>【別表第3に掲げる教習会又は講習会】 一般財団法人省エネルギーセンターの「インストラクター養成教習会」、一般社団法人日本自動車連盟の「エコ・アドバイザー養成講習会」</p>	—
第6号該当事業	<p>いわゆる「地球温暖化対策教育・学習事業」</p> <p>事業者及び県民に対する地球温暖化対策についての理解を深めるために行われる地球温暖化対策に関する教育及び学習を行う事業であつて、当該教育及び学習を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>規則第27条第6号に規定する地球温暖化対策に関する教育及び学習を行う事業を、適正かつ確実にを行うに足りるものとして定める基準は、次に掲げる(1)及び(2)の要件をすべて満たす事業であり、かつ、(3)及び(4)の要件をすべて満たす事業者が行う事業であることとする。</p> <p>(1) 受講者又は参加者の安全の確保を図るための処置が講ぜられていること。</p> <p>(2) 次項に規定する経験を有する者の実施又は指導の下で行われるものであること。</p> <p>(3) 事業者が当該事業を3年以上従事した経験を有する者が1人以上在籍していること。</p> <p>(4) 事業者の直近の3年間における当該事業の実績が、県内で延べ10回以上あること、又はその受講者若しくは参加者の数が県内で延べ50人以上であること。</p>	—

<参考> かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト

(1) 根拠規定

「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」実施要綱

(2) 事業概要

- 県内における再生可能エネルギーによって発電された電力（以下「再エネ電力」という。）の利用拡大を目的として、小売電気事業者が提供する再エネ電力プランを広く周知するとともに、積極的に再エネ電力への切替えを行った県内企業等を県が認定、公表（2021（令和3）年1月から事業開始）
- 2022（令和4）年度からは、県内市町村と連携し、知事・市町村長の連名による認定証の交付（25市町村）のほか、市町村からの礼状送付（6市町）を実施
- 2023（令和5）年度からは、県内企業等が自ら再エネ証書^{*}を調達し、実質的に再エネ電力を利用している場合も認定対象に追加

^{*}非化石証書(再エネ指定)、グリーン電力証書及びJ-クレジット(再エネ電力由来)

(3) 認定事業者数

- 小売電気事業者数 28社（2023（令和5）年5月30日時点）
- かながわ再エネ電力利用事業者 145者（2023（令和5）年7月31日時点）

